

委員会の意見表明等の態様区分についての整理 (案)

令和3年 月 日  
消費者委員会

第7次消費者委員会において意見表明等を行うにあたっては、原則として、以下の基準に基づき、個別の案件に応じ態様区分を判断することとする。

1. 建議

設置法第6条第2項第1号に定める「重要事項」について、制度・運用の改正・改善等に向けた具体的提案と理由を含み、関係行政機関に対し何らかの行為を促す意図がより明確なもの。

通常は、自ら調査による「調査報告書」が付されるが、迅速な対応が求められる場合等においては、必ずしも付されることを要しない。

原則として、相手方省庁との間で、事実誤認がないか等の確認や実現可能性を含めて一定の「協議」を行うものとし、内容や表現上の工夫・調整を行うが、最終的には、委員会の責任と判断によって取りまとめられる。

一定期間後の報告聴取・フォローアップ等によって、「建議」内容の実施状況につき「報告」を求める（設置法第8条）ものとする。

2. 提言・意見

設置法第6条第2項第1号に定める「重要事項」について、制度・運用の改正・改善等に向けた具体的提案又は関係省庁の既存意見書や見解・動向等に対する意見表明を行うもの。

「提言」・「意見」は、「意見」の中でもより重要なものを「提言」と位置づけることとする。

(1) 提言

原則として「調査報告書」を伴わないが、案件の重要度に応じ「調査報告書」を付すことは妨げられない。

原則として、相手方省庁との間で、事実誤認がないか等の確認や提案内容の実現に向けた一定の「協議」を行うものとし、内容や表現上の工夫・調整を行うが、最終的には、委員会の責任と判断によって取りまとめられる。

委員会でのヒアリング等によりフォローアップを行う。

## (2) 意見

原則として「調査報告書」を伴わないが、案件の重要度に応じ「調査報告書」を付すことは妨げられない。

原則として、相手方省庁との間で、事実誤認がないか等の確認を含めて一定の「協議」を行うものとし、内容や表現上の工夫・調整を行うが、最終的には、委員会の責任と判断によって取りまとめられる。

必要に応じて委員会でのヒアリング等によりフォローアップを行う。

## 3. 勧告

消費者安全法第 43 条の規定により内閣総理大臣に対して行う「勧告」（設置法第 6 条第 2 項第 3 号）。

勧告に基づき講じた措置につき「報告」を求めることができることとされている（設置法第 6 条第 2 項第 3 号及び消費者安全法第 43 条第 2 項）。

(参考1) 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）（抄）

（設置）

第六条 内閣府に、消費者委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に建議すること。

イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項

ロ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項

ハ 景品類等の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する重要事項

ニ 物価に関する基本的な政策に関する重要事項

ホ 公益通報者の保護に関する基本的な政策に関する重要事項

ヘ 消費生活の動向に関する総合的な調査に関する重要事項

二 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、前号に規定する重要事項に関し、調査審議すること。

三 消費者安全法第四十三条の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めること。

四 消費者基本法、消費者安全法（第四十三条を除く。）、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、食品安全基本法、消費者教育の推進に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、食品表示法、食品衛生法、日本農林規格等に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律及び国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（資料の提出要求等）

第八条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(参考2) 消費者安全法（平成21年法律第50号）（抄）

（消費者委員会の勧告等）

第四十三条 消費者委員会は、消費者、事業者、関係行政機関の長その他の者から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができる。

2 消費者委員会は、前項の規定により勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。